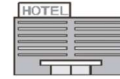


旅館営業許可申請添付書類一覧



1 旅館営業許可申請書

- 申請者の住所氏名及び生年月日(法人にあってはその名称、事務所所在地、代表者の氏名)
- 営業施設の名称及び所在地
- 営業の種別(旅館・ホテル、簡易宿所、下宿)
- 営業施設が規則第五条第一項に該当するときは、その旨(*1)
- 営業施設の構造設備の概要(別紙)
- 法第三条第二項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときはその内容(*2)
- 手数料 北海道収入証紙を貼付(旅館・ホテル:24,900円、簡易宿所:21,100円、下宿:21,100円)

※手数料は令和2年4月1日現在

- *1 (1)キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- (2)交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの
- (3)体育会、博覧会のために一時的に営業する施設
- (4)農村漁村滞在型余暇活動のための基盤整備促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第二条五項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設
- *2 (1)成年被後見人又は被保佐人
- (2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3)禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法又は旅館業法に基づく処分に違反に罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- (4)旅館業法第八条の規定により許可を取り消され、取り消しの日から起算して3年を経過していないもの
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)
- (6)営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの。
- (7)法人であって、その業務を行う役員のうち(1)から(6)までのいずれかに該当するものがあるもの

2 法人については定款又は、寄付行為の写し、もしくは登記簿謄本

3 図面

- (1)施設及び施設に付属する工作物の配置図
- (2)施設の構造設備を明らかにした各階平面図
- (3)施設及び施設に付属する工作物の外壁及び屋根の形態、意匠等をあきらかにした立面図
- (4)玄関帳場その他これに類する設備の構造設備の詳細図

※但し下宿営業の場合は(3)(4)は不要

4 施設周囲半径100メートル以内の見取図(施設を中心に地図上の半径100メートルの範囲を円で囲ってください)

5 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し(建築確認検査証の写し)

6 消防法令適合通知書の写し

7 暴力団排除条項に係る確認書(保健所が配布する用紙へ記入してください)

8 旅館業法施行規則第5条第1項第4号[*1(4)]に該当する施設にあっては、申請者が行おうとしている農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務の提供内容を記載した書面

◇北海道室蘭保健所(北海道胆振総合振興局保健環境部保健行政室) 生活衛生課 環境衛生係

〒051-8555 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル

Tel 0143-24-9848 Fax 0143-22-5282